

令和5年度 第2回 野田市自治会連合会 理事会の結果

日 時：令和5年9月15日（金） 午後2時00分～4時00分

場 所：市役所2階 中会議室1・2

出席者：連合会役員31名 五味会長、望月副会長、鷺尾副会長、渡邊副会長
常任理事・理事計27名（8名委任状提出有、2名欠席）

事務局4名 須賀市民生活課長、岡田課長補佐、高梨係長、山田主任主事

内 容

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

議長：七光台地区 小倉常任理事

（議題1）自治会活動発表会について

清水事業リーダーより、資料別紙1により説明があった。

- ・発表自治会…若葉台・尾崎6区・二ツ塚の3自治会に決定した。

※募集3枠に対して、応募も3自治会であった為、内容による選考を行うまでもなく、この3自治会に決定した。

※発表いただく3自治会には9/7付けで決定通知を送付し、併せて発表会当日に観覧者に配布する資料を10/10迄に事務局に提出いただくよう依頼した。

- ・開催通知 …連合会加入の全自治会長に対し、9/19付けで開催通知を発送する予定。なお、観覧申込は9/21～10/10迄に事務局に電話かFAXで受付ける。
- ・役割分担 …開催日当日、正副会長及び常任理事全員は、別紙の役割分担表によりご協力をいただきたいこと、また、やむを得ず欠席される場合には、代理の方に出席いただくよう依頼があった。

※開催当日（10/21 土曜日）は、昼食は各自で済ませた上で市役所8階大会議室に12時に集合すること。（開場は13時の予定）

- ・アンケート…発表終了後、観覧者に別紙アンケートの協力をお願いする予定。なお、中途退場される方にも対応するため、出入り口にアンケート回収箱を設置する予定。

（協議結果）

自治会活動発表会については、原案どおり実施することです承された。

(議題2) 防災部会の活動について

齋藤部会リーダーより、資料の別紙2により説明があった。

最初に、今後想定される自然災害として、地震、台風による風水害、風水害による土砂崩れ等があるが、これらの中で一番心配されるのは、利根川、江戸川の氾濫により多くの地域で垂直避難では足りずに避難所に避難を要する所が多数あり、特に、関宿地区、北部の春日町第3自治会及び光葉町自治会、今上、みずき、船形が浸水の可能性が高いとされている。

その一方で、先日、北コミュニティセンターで市の避難所説明会があったが、出席者は30名程度と非常に少なく、もしも、自分だけは大丈夫だと思っているのだとしたら、それは大きな間違いだと思われる。

市がいくら住民全員を助けると言っても、実際には無理なことであり、結局の所住民自身が避難する意識を持たなければいけないのであって、その為にはまず、自ら住む地域の災害危険度を理解して貰う必要があると考えている。

また、避難所を有効活用するためには、効率的な受け入れ体制の確立も必要となるが、そうした整理に必要なデータは自分一人ではとても処理しきれないものである為、特に先に挙げた地域に住む方には、是非、防災部会にご参加いただき、一緒に作業をしながら整理をしていきたいと考えている。

(※スライドにより、避難所毎の危険度や作成するデータについて説明あり。)

なお、最終的には、齋藤リーダー自ら、国・県・市の資料を統合して、市の方針に沿った形で資料を用意するので、それについて評価をしていただいた上で、最終的に各地区連合会及び自治会に提供する資料としてまとめたいとのこと。

○意見・質問等

- 市のハザードマップを見ると危険な地域である事はわかるが、危険だから避難するという以前に、今ある堤防の強度や、より頑丈にするといった補修計画がどのようなになっているかが気になっている。この辺は国土交通省の管轄なのかも知れないが、情報をいただければありがたい。

⇒堤防の強度については国土交通省の管轄であり、また、野田市だけで対処できる問題ではないと思われる。なお、台風19号の際には、江戸川の堤防は小刻みに振動しているところや、のり面から水がにじみ出ているところがあり、今後きちんと管理してゆかなければならないと考えている。

市もこの辺は認識しているかと思うが、防災部会の活動を通じて危険箇所を確認して、市に提案していきたいと考えている。

- (事務局) 9月19日に連合会だよりを自治会に郵送する際に、防災部会会員の募集案内も同封する予定。なお、募集は、当初理事さんを通じて各自治会長にご依頼することも考えていたが、理事さん負担が大きい為、直接、各自治会長宛に郵送することとさせていただいた。事務局としては、これを各自治会で回覧等していただき、なるべく多くの方に部会の参加いただければと考えている。(参加人数、会議の開催回数、手当、申込方法等については通知文に記載のとおり。)

- 入会の要件について、インターネットのできる方・パソコン保有者などの制限があるが、もっと柔軟に受け入れて貰えないか。

⇒インターネット上の国土地理院のデータから標高を、また浸水ナビから最大浸水深を調べ、避難する迄の時間的余裕や、水が引くまでの時間を算出することで危険性を理解して貰えればと考えている。住民の命がかかっている為、いい加減なデータは使用できないことから、インターネット検索により収集したデータを集計表にまとめるなどの作業に協力していただきたいと考えている。

なお、検索は素人でもできる程度であり、パソコンが無い方には、齋藤常任理事が所有するパソコンを数台なら貸出しすることもできる。

また、以上のことから部会の活動場所も、ネットワーク環境や駐車スペースが必要なため、イオン会議室ではなく七光台の自治会館で開催を予定している。

●自治会長としては自治会の重要な目的の1つである防災に取り組んでおり、色々調べるのが大切なことは分かるが、防災部会を開くのであれば、ネットやパソコンといった条件付けは自治会長に要求される能力を逸脱しているのではないか。野田市には国土交通省の河川事務所や、防災安全課もあるので、彼らを招いて実際どうなのか聞いて地域に持ち帰り、地域に合った防災計画を作れば良いのではないか。彼ら専門の方達に聞いたほうが、説得力もあると思われる。

⇒災害に関心や不安を持つ方であれば、必ずしもパソコンやネットの技能はなくても部会に参加していただいて構わない。作業のことを考えるとパソコンが出来る方が望ましかった為、そこを強調したが、連合会でやる部会なので、意欲がある方であればご参加いただけることとし、パソコンやネットの技能については、あれば望ましい程度という内容に修正した上で募集を行うこととしたい。

●この部会で行うのは、関係機関の方達をお呼びしてお話を伺ったりするのではなく、連合会として自力で解決をしていこうとする活動との認識で間違いないか。

⇒市の避難所運営の説明会に参加したが、マニュアル通りで進展が見られないため自力で調べ、データ化することが必要だと考えている。なお、広く災害について知って貰うために必要であれば、関係機関の方をお呼びすることも検討したい。

(協議結果)

防災部会の活動については、募集要件など一部を修正をした上で、原案どおり実施することで了承された。

(議題3) 理事視察研修について

理事視察研修実施案について望月事業リーダーから別紙3により説明があった。

従来の視察研修は1泊2日で行ってきたが、今回は日帰りを含む3つの案を提案したい。なお、研修先については、現在、水害対策が重視されていることから、水害関係の施設を研修先として選定している。

○第1案 一泊二日 (日程：令和5年11月9日～10日)

研修先：群馬県の八ツ場ダム及び河川水防ステーション (羽生市にある)

利根川上流河川事務所の関係機関で、ヘリポートがある他、土囊などの物資を貯め置いて水害に対応する施設)

内 容：河川事務所から出張研修として、利根川河川に関する話をしていただいた後、上新郷防災センターの隣にある河川水防ステーションを見学し、水上地区の旅館に宿泊し、翌日は八ツ場ダムを見学後、田園プラザなどを見学する。(詳細は別紙参照)

移 動：宿泊の場合、市のバスが使えないため民間バスを利用する。

対象者：野田市自治会連合会の理事会メンバー41名

負担金：20,000円の予定(宿泊費・食事代)

○第2案・日帰りその①(日程：市バスサブ8号《33人乗車可能》が使用できる令和5年11月8日(金)とした。)

※直近(4年前)の参加者は市職員も含め9名と少なかったこともあり、今回も少人数の参加で支出が多い場合、批判を受けることも想定される為、費用の掛からない日帰りプランを新たに提案するもの。

研修先：八ツ場ダムを見学

・日帰りその②(日程：市バスサブ8号《33人乗車可能》が使用できる令和5年11月8日(金)とした。)

研修先：羽生市上新郷防災センターに隣接する河川水防ステーションを見学

⇒以上の3案のうち、なるべく多くの方が参加できるプランで実施したい。

○意見・質問等

●日帰り研修時の参加者負担金はいくら位になるか。

⇒その①の場合、参加費は6,500～7,000円位。その②の場合、参加費は5,000円位の予定。

●コロナ対策も考慮すると日帰り研修で十分ではないか。

(協議結果)

賛否をとった結果、今回の理事視察研修は全会一致で日帰り研修とすること、また、研修先は第2案の日帰りその②のプランとすることです承された。

(議題4) 連合会だより41号について(報告)

連合会だより41号の発行について、鷺尾事業リーダーより報告があった。本日、納品されたばかりの連合会だより41号が配布され、原稿の作成に多く

の皆様にご協力をいただいたことへの感謝が伝えられるとともに、原稿作成者の方には、本日原稿作成費をお渡ししたこと（なお、理事会のメンバー以外の原稿作成者には、常任理事が代理で受領し、作成者に渡していただくよう依頼している。）また、連合会加入の自治会長の皆様には、来週19日に、他の自治会長向けの書類と合わせて連合会だよりを発送予定であるとの報告があった。

（議題5）地区連合会への補助金交付について

事務局より自治会連合会が地区連合会に対して毎年交付する地区連合会補助金の交付の内容及び日程について、別紙4により説明があった。

○意見・質問等

- 交付額が40円×世帯数とのことだが、40円の根拠を教えて欲しい。
⇒（※会議後に回答とした件）地区連合会補助金は、市補助金における補助金交付規則のように、明確な根拠の定めが無く、世帯数×40円の単価についても、明文化された根拠は存在しない。
- 6月1日が交付金、報償金の世帯数の基準日ということだが、私の自治会では4月1日の世帯数を使用している。基準日は4月1日に変更はできないか。
⇒多くの自治会で総会が終わり、また世帯の転入・転出といった異動も一段落付くのが、だいたい6月頃ということもあり、野田市では6月1日付の世帯数を全ての自治会等に毎年照会し、把握をしているもの。
市は毎年6月1日の自治会世帯数を基に、自治会加入率を算出し、その推移を検証していることから、別の日に変えることは難しいとの事。

（協議結果）

地区連合会に対する補助金の交付については、原案どおり実施することで了承された。

（議題6）各種委員の推薦について

- ・各種委員の推薦について、事務局より別紙5により説明があった。

（協議結果）

各種委員については、原案どおり、現在委員を務めていただいている方を、引き続き同委員に推薦することで了承された。

(議題7) 自治会加入トラブルによる補助金等の返金について

トラブルの内容について、事務局より別紙6により説明があった。

(概要) トラブルは市内某マンションに住む男性から、市民生活課に電話があり、自分は自治会に加入していないのに、加入しないと配布されない市報がポストに入っていた。10年前から住んでいるが、自治会に加入した覚えはない。自治会は市から交付金を受け取っているが、加入していない自分の世帯の分を交付金として貰うのはおかしいのでは?というもの。

自治会はこの男性にこの10年間、市報や総会資料など送っていたが、今までは何も言ってこなかった。ところが、昨年の管理組合の総会時に急に入っていないと言ってきた。

自治会側も、男性からの加入届などは一切なかったと言い。市への世帯数報告では、マンションの全戸数で報告をしていた。

現自治会長と男性とで協議した結果、今の自治会長が就任した時(令和元年)に遡って世帯数を訂正することで納得された。

なお、6月1日の世帯数を遡って変更すると、市や連合会からの各種補助金等の返金が多岐にわたって必要となる。(返金は会議での了承後に進める予定。)金額的には多くないが、事務量は大変多くなるため、みなさんの自治会でこのようなトラブルが起こらないよう、ご注意願いたい。

今回のことを受け、この自治会では全世帯に対して自治会の加入の確認をとっており(8月)、翌年度からは正しい加入世帯数で申告いただく予定。

(協議結果)

自治会加入トラブルによる補助金等の返金の対応については、原案どおり了承された。

議題8 その他(市からの連絡事項等)

事務局から今後の主な日程について説明があった。

また、連合会事務局の事務員について、前任者の退任後、欠員となっていたが、昨日決定したとの報告があった。

○新事務員：小林 淳 様(昨年度の自治会連合会の常任理事を務めた方)